

## 「長野県生活排水対策PRキャラクター『めぐるん』の使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、長野県の生活排水対策の広報を目的とした「長野県生活排水対策PRキャラクター『めぐるん』(以下「めぐるん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「めぐるん」とは、別紙デザインシートに掲げるイラスト及び、立体化などしてこれを展開したもの、並びに「めぐるん」の写真及び動画(以下「イラスト等」という。)とする。着ぐるみの貸出については別に定める規程による。

### (「めぐるん」に関する権利)

第3条 「めぐるん」に関する一切の権利は、長野県生活排水広報委員会に属する。

### (使用の制限等)

第4条 「めぐるん」を使用できる場合とは、生活排水対策の広報目的(公益目的(非営利))の使用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用する時とする。なお、委員会への許諾は不要とする。

- (1) 長野県生活排水広報委員会の構成団体が使用するとき
- (2) 国および地方公共団体が使用するとき
- (3) 国および地方公共団体が構成員となっている団体が使用するとき
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (5) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき

### (使用料)

第5条 「めぐるん」の使用に係る使用料については、無料とする。

### (事務)

第6条 この規程に関する事務は、長野県環境部水道・生活排水課が行う。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、「めぐるん」を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、長野県生活排水広報委員会が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年6月17日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

別紙

